

東温市新型インフルエンザ等対策  
業 務 継 続 計 画



令和4年6月改正  
東 温 市



いのとん



## 目 次

### 第 1 章 業務継続計画の概要

1 策定の趣旨	1
2 本計画策定の目的及び特徴	1
3 被害想定	2

### 第 2 章 業務体制の考え方

1 基本方針	3
2 感染症対策の徹底	3
3 行政機能の維持	3
4 市民生活の維持	4

### 第 3 章 市の業務体制

1 新型コロナウイルス感染症発生時における業務対応区分	5
2 人員の配置・応援体制	6
3 本計画の発動の流れ	6
4 計画の発動と市民への周知	7
5 計画の見直し	7
6 平常時体制への復旧	7

### 第 4 章 各部署の業務継続計画表

	8
--	---

**【改正等】**

平成21年11月18日 策定  
(東温市新型インフルエンザ発生時業務継続計画)

令和2年5月7日東温市訓令第24号 改正

令和3年6月14日東温市訓令第25号 改正

令和4年6月17日 改正

## 第1章 業務継続計画の概要

### 1 策定の趣旨

令和元年12月、中国湖北省武漢市の病院が原因不明の肺炎患者を確認し、1月に患者から新型コロナウイルスが検出されたのを皮切りに、世界各地で新型コロナウイルス感染症患者が確認されるようになった。

世界保健機関（WHO）は、翌年1月30日に「国際的な公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、3月11日には世界的な大流行（パンデミック）を宣言した。

日本では、1月16日に国内初の感染症患者を確認し、2月1日に新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定、3月14日には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を改正し、国内における感染拡大期に備えた。

新型コロナウイルスは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う非常に大きな社会的影響がもたらされることが懸念される。

そのため、新型コロナウイルス感染症の脅威から市民の健康を守り、安全・安心を確保するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき策定した「東温市新型インフルエンザ等対策行動計画」に加え、限られた人員で、市民生活に欠かせない業務を遂行するため、「東温市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」を暫定的に定めるものである。

### 2 本計画策定の目的及び特徴

新型コロナウイルス感染症は、世界中に急速に被害が広がっている状況であり、市民生活や社会経済への影響が長期間にわたっている。

また、本感染症は、自然災害等の被害とは違い、建物や設備等の物的資材への影響は少なく、感染拡大による人的資源への影響が懸念される。

「東温市新型インフルエンザ等対策行動計画」においても、①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、②市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの2つを目的として策定している。

以上のことから、本計画は、特に問題となる人的資源を課題とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においても迅速に対応し、市が必要な業務を維持できるようにするため、継続、縮小、休止・中断する業務の整理等、業務継続上の基本的事項を定めるものである。また、職員間等の感染対策等につい

て、整理するために策定するものである。

### 3 被害想定

新型インフルエンザ等政府行動計画では、新型インフルエンザが発生した場合、全人口の25%が約8週間の流行期間に約2週間のピークを作りながら順次罹患すると仮定しており、社会・経済的な影響として、本人の罹患、看護等のため、最大40%程度が欠勤するとして計画立案を行っている。

新型コロナウイルス感染症については、流行が始まってから、わずか数か月ほどの間に世界的な流行となり、まだ不明な点が多いため、今後、新型コロナウイルスの感染が拡大し、流行のピーク時に最大40%の職員が欠勤する状況を想定し、「流行のピークの間、60%の職員で業務を行う」という想定での計画とする。

#### 【本市職員出勤予想数】

職員数 (令和4年4月1日)	出勤予想数 (60%)
364人	218人 (△146人)

## 第2章 業務体制の考え方

### 1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の流行下においては、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」ことを目的とした業務（以下「新たに発生する業務」という。）を優先的に実施するとともに、「市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことの実現のため、まん延期であっても業務を大幅に縮小することが困難な通常業務（以下「継続業務」という。）の継続が求められる。

### 2 感染症対策の徹底

感染予防の啓発及び正しい情報の発信を行う。また、継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながる恐れのある業務については、極力中断や延期を検討したり、感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。

### 3 行政機能の維持

市民の生命と健康を守り、市民生活を維持するために、発生段階に応じた危機管理体制をとり、迅速かつ適切な対策を実施する。また、人員確保や応援体制の検討、関係機関等との連携をとり、業務継続に向けた対策についての検討を行う。

なお、行政機能を維持するため、職員の感染防止対策については、国内発生早期から下記のとおり実施する。

#### ア 職場における対策

マスクの着用	窓口対応時にマスクを着用して接客する。
消毒液の設置	庁舎や市内公共施設の出入口等に手指消毒液を設置する。
執務室内の換気	1時間に5分程度、十分換気する。
職員への啓発	イントラにて、感染予防対策の情報提供を行う。
職員等の体調確認	感染者の早期発見、早期対応のため、毎日出勤時に職員の体調確認を行う。
庁舎・公共施設内の清掃、消毒	業務開始前や終了後等に、市内公共施設の予防的な清掃を実施する。（消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウムの消毒液を使用し、多くの市民が触れる場所

	を重点的に行う。)
--	-----------

#### イ 個人における対策

手洗い	帰宅時や食事の前に、こまめに石鹸で手洗いやアルコール消毒を行う。
自身の健康管理	毎日、検温する等体調チェックを行い、発熱や体調不良の時には出勤しない。
3密の回避	換気の悪い密閉空間を避ける。 多数が集まる密集場所を避ける。 間近で会話や発声をする密接場面を避ける。
短時間での食事を推奨	大人数や長時間におよぶ飲食はしない。

#### 4 市民生活の維持

市民生活に不可欠な機能維持を遂行できるよう、東温市新型インフルエンザ等対策業務継続計画に基づいた対応を行い、市民の生活や事業所の事業継続に及ぼす影響を軽減する。



### 第3章 市の業務体制

#### 1 新型コロナウイルス感染症発生期における業務対応区分

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、市が実施する業務について、優先度をつけ、行政の機能維持を図る。

業務区分は、「新たに発生する業務（S）」、「継続業務（A）」、「縮小業務（B）」、「休止・中断業務（C）」の4つに区分する。

各業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率等を判断し、弾力的かつ機動的に行う。

#### 【業務区分の考え方】

区分	考え方	主な業務内容（例示）
新たに発生する業務（S）	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上必要となる業務	①感染拡大防止策の周知等 ②対策本部の設置運営等
通常業務	継続業務（A） ※小康期まで継続しなければならない業務	①福祉や介護支援、社会的弱者への生活支援等 ②戸籍事務、生活保護、ごみ収集等 ③選挙事務、健診等 ④消防救急体制の維持 ⑤所属内外の連絡調整、各種システム維持等
	縮小業務（B） ※小康期までの間、縮小する業務	①流行中も業務を休止できないが、継続に該当せず、業務内容を縮小する業務 ②対面業務等を工夫して実施する業務
	休止・中断業務（C） ※国内発生早期以降、原則として休止・中断する業務	①多数の人が集まる施設運営 ②その他緊急性を要しない業務、流行の終息後に先送りすることが可能な業務

※流行時、（S）（A）（B）の業務が、職員の60%で対応する範囲となる。

## 2 人員の配置・応援体制

対策本部からの指示により、所属長は、所管業務を段階ごとに分類し、新たに発生する業務（S）と継続業務（A）、縮小業務（B）の実施に必要な人員について、まず、部内で調整し対応することとし、上記（S）（A）（B）の業務に必要な人員数を調査・確認し、対策本部に報告する。

対策本部は、所属長からの報告や職員の欠勤状況等を把握し、業務継続のための職員配置を行うものとする。

また、各部署の業務区分については、職員の出勤状況に応じて適宜見直しを行い、柔軟な運用を図ることとする。

なお、市民の生命と財産に直接関わる次の分野については、各部署において個別に対応策を定めるものとする。

- ①ごみ等の収集
- ②上下水道
- ③消防救急

## 3 本計画の発動の流れ

### （1）危機管理体制

任意に設置

- ①東温市新型コロナウイルス感染症対策本部 . . . . . コロナ本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置

- ②東温市新型インフルエンザ等対策本部 . . . . . 対策本部

### （2）段階別の市の体制

段 階	国内発生早期	県内発生早期 策定時	県内感染期	小康期
発動者	市長 コロナ本部	市長 対策本部	市長 対策本部	市長 対策本部又は コロナ本部
体 制	新たに発生する業務の確認等。 休止・中断業務（C）のうち、可能な業務については、休止・中断。	職員の欠勤率を考慮し、休止・中断業務（C）、縮小業務（B）のうち、可能な業務については、休止・中断又は縮小。	職員の欠勤率を考慮し、県内発生早期の体制のうち、可能な業務については、休止・中断又は縮小。	職員の出勤状況により、通常業務へ戻す。

#### 4 計画の発動と市民への周知

本計画の発動は、県内での流行状況等を考慮し、職員の出勤状況を踏まえ、対策本部が決定する。

発動の際は、縮小、休止・中断している業務について、市のホームページ、防災行政無線、とうおんメール等で市民に対し十分に周知する。

#### 5 計画の見直し

国や県において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜本計画の見直しを行う。

#### 6 平常時体制への復旧

市の流行状況が小康状態となり、職員の出勤率が概ね80%以上に回復してきた場合は、対策本部の指示により、業務体制を平常時体制へ復旧する。

職員の出勤状況により、引き続き、業務の縮小や休止・中断を継続する部署については、他部署との連携を図り、なるべく早く通常業務が遂行できるよう努める。

また、継続して国や県等からの情報に注視し、次期流行期に備え、業務体制の見直しを行う等、迅速に対応できるよう準備しておく。

## 第4章 各部署の業務継続計画表

本計画を実施する上での各部署における業務優先度を区分した一覧を以下に記載する。

### 各部署の業務継続計画表

※国や県等において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜見直しを行う。

総務部		事務分掌	優先度 ランク	備考
新たに発生する業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等との連絡調整等に関する事。(総務、危機管理関係)</li> <li>・新型コロナウイルスに係る報道機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・市内自治会、市民団体、関係団体等との連絡調整に関する事。</li> <li>・給付事業等に関する事。</li> <li>・食料、生活関連物資等に関する事。</li> <li>・広報等情報提供に関する事。</li> <li>・写真等による情報収集及び記録に関する事。</li> <li>・新型コロナウイルス対策に係る予算その他財政に関する事。</li> <li>・来庁者等の安全、安心に関する事。</li> <li>・車両の調達に関する事。</li> <li>・職員の感染予防等に関する事。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症発生時における他の部の応援に関する事。</li> </ul>	S	
課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
総務課	総務係	市の行政区域に関する事。	C	
		議会及び議案に関する事。	C	
		条例、規則等の制定改廃、審査及び公告式に関する事。	C	
		儀式及び交際に関する事。	C	
		褒章及び表彰に関する事。	C	
		陳情、請願、要望等に関する事。	C	
		後援等に関する事。	C	
		訴訟、不服申立て、調停その他の争訟の総括に関する事。	B	
		行政委員会委員の任免に関する事。	C	
		公印の管守に関する事。	C	
		文書の收受、発送、管理に関する事。	C	
		情報公開及び個人情報の保護に関する事。	B	
		社会保障・税番号制度に関する事。	C	
		庁内会議に関する事。	C	
		職員等の旅費に関する事。	C	
		庁舎総合受付に関する事。	C	
		選挙の管理執行に関する事。	C	平常時
選挙の管理執行に関する事。	A	選挙事由発生時		

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
総務課	総務係	選挙管理委員会に関すること。	C	平常時
		選挙管理委員会に関すること。	A	選挙事由発生時
		固定資産評価審査委員会に関すること。	C	
		公平委員会に関すること。	C	
		統計に関すること。	C	
		課の庶務に関すること。	C	
		他課の所管に属しない一般行政事務に関すること。	C	
	人事係	特別職報酬等審議会に関すること。	B	
		職員の定数及び配置に関すること。	C	
		市の事務機構及び組織の総合管理に関すること。	C	
		職員の人事記録の管理に関すること。	B	
		職員の任免、分限、懲戒及び表彰に関すること。	B	
		職員の人事評価に関すること。	C	
		職員の提案制度に関すること。	C	
		職員の服務その他の人事に関すること。	B	
		人材育成に関すること。	C	
		職員団体との連絡に関すること。	C	
		職員の給与に関すること。	A	
		職員の児童手当に関すること。	B	
		市町村職員共済組合に関すること。	B	
		総合賠償補償保険に関すること。	B	
		職員の福利厚生に関すること。	C	
		職員の健康管理に関すること。	B	
		職員の退職手当及び年金に関すること。	B	
		職員の公務災害補償に関すること。	B	
		会計年度任用職員に関すること。	B	
		その他人事に関すること。	C	
	広報広聴・男女共同参画係	市広報の編集、発行その他広報活動に関すること。	B	
		市政の報道及び報道機関との連絡調整に関すること。	B	
		市勢要覧に関すること。	C	
		コミュニティに関すること。	C	
		コミュニティ施設の整備等に関すること。	C	
		消費者行政に関すること。	B	
		行政相談に関すること。	C	
		区長会に関すること。	C	
		組に関すること。	C	
		NPO（特定非営利活動法人）の認証等に関すること。	B	
国際交流及び姉妹都市に関すること。		C		
市ホームページに関すること。		A		
男女共同参画施策の企画及び調整に関すること。		C		
男女共同参画の啓発に関すること。		C		
男女共同参画計画に関すること。		C		
その他広報広聴・男女共同参画に関すること。	C			
秘書係	市長及び副市長の秘書並びに渉外に関すること。	A		
	市長会その他都市関係会議に関すること。	B		
	市長乗用車に関すること。	C		

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
総務課	秘書係	市長交際費に関する事。	B	
		市長の資産公開に関する事。	C	
		県人会に関する事。	C	
危機管理課	危機管理係	防災に関する総合調整に関する事。	A	
		国土強靱化地域計画に関する事。	C	
		防災計画に関する事。	B	
		災害対策本部に関する事。	A	
		防災行政無線に関する事。	A	
		国民保護に関する事。	A	
		自衛官の募集に関する事。	C	
	防災安全係	防災関係機関との連絡調整に関する事。	A	
		防災に関する研修及び訓練に関する事。	C	
		避難所整備に関する事。	B	
		水防に関する事。	A	
		防犯対策に関する事。	B	
		交通安全対策に関する事。	C	
		課の庶務に関する事。	C	
財政課	財政係	財政計画の策定及び調整に関する事。	C	
		予算の編成及び執行に関する事。	A	
		地方交付税及び各種交付金に関する事。	A	
		市債及び一時借入金その他資金計画に関する事。	A	
		財政事情の公表及び決算の報告に関する事。	C	
		基金に関する事。	A	
		愛媛県市町振興協会助成制度に関する事。	C	
		土地開発公社に関する事。	B	
		その他財政に関する事。	C	
		課の庶務に関する事。	C	
	管財係	公有財産の総括管理に関する事。	B	
		公有財産（他の所管に属するものを除く。）の管理及び処分並びに使用許可及び貸付けに関する事。	B	
		松山市、東温市共有山林組合に関する事。	C	
		市庁舎の管理及び案内に関する事。	A	
		市の境界に関する事。	C	
		公共施設等総合管理計画に関する事。	B	
		公有財産等及び自動車の保険に関する事。	B	
		庁用備品の管理に関する事。	B	
		入札及び契約に関する事。	A	
		建設工事参加資格申請（物品関係を含む。）に関する事。	C	
公用車の保管及び整備並びに運行及び管理に関する事。	A	事故の場合、緊急		
		その他管財に関する事。	C	
企画政策課	企画政策係	新市建設計画に関する事。	C	
		総合計画に関する事。	C	
		行政改革に関する事。	C	
		地方分権に関する事。	C	
		構造改革特区及び地域再生に関する事。	C	

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
企画政策課	企画政策係	特命事項の研究、立案及び調整に関すること。	C	
		重要な政策課題に係る情報の収集及び調査に関すること。	C	
		重要な施策の調整及び進捗管理に関すること。	C	
		県・市町連携に関すること。	C	緊急の取りまとめ業務が発生した場合はA
		広域行政に関すること。	C	同上
		人口減少対策に関すること。	C	
		地方創生に関すること。	C	緊急の取りまとめ業務が発生した場合はA
		その他企画政策に関すること。	C	
		課の庶務に関すること。	C	
	情報政策係	電算システムの運用、開発及び管理に係る事務の統括に関すること。	A	
		デジタル化推進に関すること。	C	
		その他情報政策に関すること。	C	
	税務課	市民税係	税務に関する企画調整に関すること。	B
個人市・県民税の賦課及び調定に関すること。			B	
法人市民税の賦課及び調定に関すること。			B	
国民健康保険税の賦課及び調定に関すること。			B	
軽自動車税の賦課及び調定に関すること。			B	
自動車の臨時運行許可に関すること。			B	
たばこ税の賦課及び調定に関すること。			B	
入湯税の賦課及び調定に関すること。			B	
課税資料の収集及び課税台帳の整理保管に関すること。			B	
その他市民税に関すること。			C	
課の庶務に関すること。			C	
資産税係		固定資産税の賦課及び調定に関すること。	B	
		課税資料の収集及び課税台帳並びに地籍図の整理保管に関すること。	B	
		土地評価に関すること。	B	
		家屋評価に関すること。	B	
		償却資産評価に関すること。	B	
		公簿の閲覧に関すること。	B	
		国有資産等所在市町村交付金に関すること。	C	
		その他資産税に関すること。	C	
収納管理係		市税及び国民健康保険税の収納に関すること。	B	
		市税に関する諸証明に関すること。	B	
		滞納整理及び滞納処分に関すること。	B	
		特別催告に関すること。	C	
	その他徴収事務に関すること。	C		
(債権対策室)	債権対策係	未収債権の徴収等に関すること。	C	
		未収債権の徴収に係る指導、助言等に関すること。	C	

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
(債権対策室)	債権対策係	その他市債権管理に関すること。	C	
川内支所	市民係	戸籍の届出の受付、謄本・抄本等の交付に関すること。	B	
		住民異動届出の受付、住民基本台帳の異動処理、住民票の交付に関すること。	B	
		印鑑の登録及び証明に関すること。	B	
		市税の収納に関すること。	B	
		税務関係の各種証明に関すること。	B	
		高齢者在宅福祉サービス利用申請の受付に関すること。	B	
		子ども医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭医療の届出・申請、受給者証の異動処理に関すること。	B	
		身体障害者手帳及び療育手帳の異動処理に関すること。	B	
		障がい者タクシー利用助成券の交付に関すること。	B	
		児童各種手当の届出・申請の受付に関すること。	B	
		保育料の収納に関すること。	B	
		介護保険、要介護認定申請、高額介護サービス費支給申請の受付に関すること。	B	
		介護保険料の収納に関すること。	B	
		国民健康保険の資格届出の受付、保険証の異動処理、高額療養費支給申請の受付に関すること。	B	
		後期高齢者医療の諸届の受付、高額療養費支給申請の受付に関すること。	B	
		後期高齢者医療保険料の収納に関すること。	B	
		国民年金の諸届の受付に関すること。	B	
		水道使用者等、下水道使用者及び下水道事業受益者の諸届の受付に関すること。	B	
		水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の収納に関すること。	B	
		転入・転出時の児童生徒の異動届出の受付に関すること。	B	
		転入者等へのゴミ袋の配布及び交換に関すること。	B	
		犬の登録、狂犬病予防注射済票交付及び犬の死亡届の受付に関すること。	B	
		その他使用料及び手数料等の収納に関すること。	B	
		総合窓口に関すること。	B	
		支所施設の管理に関すること。	A	
		公印の管守に関すること。	C	
		備品の管理に関すること。	B	
支所の庶務に関すること。	C			
文書の收受及び発送に関すること。	C			
本庁及び関係機関等との連絡調整に関すること。	C			
その他市長が特に必要と認めた事務で各種申請・届出の受付等に関すること。	B			
会計課		事務分掌	優先度 ランク	備考
新たに発生する業務		・新型コロナウイルス対策に係る現金の出納及び保管に関すること ・新型コロナウイルス感染症発生時における他の部の応援に関する こと。	S	



課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
会計課	会計係	現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。	A	
		支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。	A	
		決算書の調製に関すること。	A	
		現金及び財産の記録管理に関すること。	A	
		県収入証紙の受払いに関すること。	A	
		小切手の振出等に関すること。	A	
		指定金融機関等の公金出納事務の指導及び検査に関すること。	C	
		口座振替に関すること。	A	
		その他会計事務に関すること。	C	
		課の庶務に関すること。	C	
議会事務局		事務分掌	優先度 ランク	備考
新たに発生する業務		・議会との連絡及び調整に関すること。 ・新型コロナウイルス感染症発生時における他の部の応援に関すること。	S	
課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
議会事務局		議員名簿、委員名簿及び職員名簿並びに履歴簿の整備に関すること。	C	
		文書の收受、発送及び保管に関すること。	C	
		公印の保管に関すること。	C	
		議員の出席及び欠席に関すること。	C	
		議会に属する予算及び経理事務に関すること。	C	
		職員の任免、給与、賞罰及び身分に関すること。	C	
		職員の服務及び規律、厚生に関すること。	C	
		議会関係諸規程の制定、改廃に関すること。	C	
		儀式、接待及び交際に関すること。	C	
		慶弔に関すること。	C	
		議長会に関すること。	C	
		議員共済会に関すること。	C	
		議員の公務災害に関すること。	C	
		議員互助会に関すること。	C	
		議会事務協議会に関すること。	C	
		各種統計資料及び情報並びに図書に関すること。	C	
		議会の庶務一般に関すること。	C	
		議事日程及び諸報告に関すること。	B	
		議案、請願、陳情、決議、意見書等に関すること。	B	
		議会の本会議に関すること。	B	
		会議録その他会議記録の調製保管に関すること。	B	
		会議の傍聴人に関すること。	C	
		委員会及び公聴会に関すること。	B	
		議員全員協議会、議会運営委員会及び委員会協議会に関すること。	B	
		議場その他会議室の管理及び取締りに関すること。	C	
		議案の審議に必要な資料の調製に関すること。	C	

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
議会事務局		法令の調査及び研究に関すること。	C	
		市政に関する調査及び検査並びに情報の収集及び整理に関すること。	C	
		議会の広報に関すること。	C	
		議事一般に関すること。	C	
監査委員事務局		事務分掌	優先度 ランク	備考
新たに発生する業務		・新型コロナウイルス感染症発生時における他の部の応援に関すること。	S	
監査委員事務局		委員名簿及び履歴簿の整備に関すること。	C	
		文書の收受、発送及び保管に関すること。	C	
		公印の保管に関すること。	C	
		監査委員に属する予算及び決算に関すること。	C	
		職員の任免等人事に関すること。	C	
		諸規定の制定及び改廃に関すること。	C	
		慶弔に関すること。	C	
		委員の公務災害に関すること。	C	
		各種統計資料及び情報に関すること。	C	
		監査事務の資料の作成に関すること。	C	
		監査事務の補助執行に関すること。	C	
		全国都市監査委員会に関すること。	C	
		その他監査事務一般に関すること。	C	
市民福祉部		事務分掌	優先度 ランク	備考
新たに発生する業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等との連絡調整等に関すること。(保健医療関係)</li> <li>・関係機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>・給付事業等に関すること。</li> <li>・傷病手当金の支給に関すること。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症発生状況の把握に関すること。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症等の相談に関すること。</li> <li>・感染予防対策等の周知に関すること。</li> <li>・社会福祉施設の感染予防等に関すること。</li> <li>・高齢者福祉施設の感染予防等に関すること。</li> <li>・高齢者等要配慮者支援に関すること。</li> <li>・障がい者福祉施設の感染予防等に関すること。</li> <li>・障がい者等要配慮者支援</li> <li>・生活困窮者への支援に関すること。</li> <li>・在宅で療養する患者への支援に関すること。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ul>	S	
課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
社会福祉課	社会福祉係	社会福祉協議会との連絡調整に関すること。	A	
		民生(児童)委員に関すること。	A	
		社会福祉統計及び諸報告に関すること。	B	
		生活安定資金・住宅新築資金等貸付金の償還に関すること。	B	

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考	
社会福祉課	社会福祉係	日本赤十字社事業に関する事。	B		
		社会福祉施設・社会福祉団体に関する事。	B		
		災害救助に関する事。	A		
		交通災害共済に関する事。	C		
		人権擁護委員に関する事。	B		
		人権啓発・相談に関する事。	C		
		福祉館に関する事。	B		
		人権推進団体に関する事。	B		
		社会福祉法人の許可等の統括に関する事。	B		
		福祉事務所の事務に関する事。	B		
		公印の管守に関する事。	C		
		社会を明るくする運動に関する事。	C		
		保護司会に関する事。	B		
		更生保護女性の会に関する事。	B		
		犯罪被害者の支援に関する事。	B		
		その他社会福祉に関する事。	C		
		課の庶務に関する事。	C		
	障がい福祉係	身体障害者(児)福祉に関する事。	A		
		知的障害者福祉に関する事。	A		
		心身障害(児)者の扶養共済保険に関する事。	A		
		特別障害者手当等の支給に関する事。	A		
		特別児童扶養手当の支給に関する事。	A		
		重度心身障害者医療に関する事。	A		
		精神障害者(児)福祉に関する事。	A		
		難病者(児)の福祉に関する事。	A		
		障害者控除認定に関する事。	A		
		福祉有償運送運営協議会に関する事。	B		
		社会福祉法人認可等に関する事。	B		
		その他障害福祉に関する事。	C		
		児童福祉係	児童手当に関する事。	A	
	児童扶養手当に関する事。		A		
	子ども医療に関する事。		A		
	ひとり親家庭医療に関する事。		A		
	養育医療費の支給に関する事。		A		
	母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事。		A		
	助産施設入所措置に関する事。		A		
	DVに関する事。		A		
	その他児童福祉に関する事。		C		
	保護係	生活保護に関する事。	A		
		行旅病人及び行旅死亡人に関する事。	A		
		法外援護及び援助に関する事。	A		
	長寿介護課	高齢福祉係	高齢者福祉計画に関する事。	B	
			高齢者団体に関する事。	B	
老人保護措置に関する事。			C		
老人福祉施設の整備に関する事。			C		
成年後見制度に関する事。			A		

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考	
長寿介護課	高齢福祉係	高齢者虐待に関すること。	A		
		遺族給付金に関すること。	B		
		戦没者及び戦傷病者に関すること。	B		
		課の庶務に関すること。	C		
		その他高齢福祉に関すること。	C		
	介護給付係	介護保険事業計画に関すること。	B		
		要介護及び要支援認定に関すること。	B		
		介護保険の給付管理に関すること。	A		
		介護給付の苦情等に関すること。	A		
		社会福祉法人認可等に関すること。	B		
		地域密着型介護サービス事業所の指定・更新、指導・監査、監督に関すること。	B		
		介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。	B		
		高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の支給に関すること。	B		
		福祉用具、住宅改修に関すること。	A		
		施設入所者に係る高齢者虐待に関すること。	A		
		地域包括支援センターの運営に関すること。	B		
		介護給付適正化事業に関すること。	C		
		在宅医療・介護連携の推進に関すること。	B		
		ケアプラン自己作成に係る相談・指導・請求に関すること。	B		
		介護予防に関すること（他の主管に属するものを除く。）。	B		
	その他介護給付に関すること。	C			
	介護徴収係	介護保険料の賦課及び徴収に関すること。	B		
		資格管理に関すること。	B		
		介護保険料の苦情に関すること。	B		
		その他介護徴収に関すること。	C		
	健康推進課	成人保健係	成人保健に関すること。	C	
			精神保健に関すること。	A	
健康増進に関すること。			C		
健康づくり活動支援に関すること。			C		
その他成人保健に関すること。			C		
母子保健係		母子保健に関すること。	A		
		歯科保健に関すること。	C		
		予防接種に関すること。（新型コロナウイルスワクチン接種に関するものを除く。）	A		
		結核予防及び感染症予防に関すること（新型コロナウイルスワクチン接種に関するものを除く。）。	A		
		その他母子保健に関すること。	A		
特定健診係		特定健診・特定保健指導に関すること。	C		
地域保健係		地域保健に関すること。	C		
		地域医療に関すること。	A		
		食育推進計画に関すること。	C		
		食の安全衛生に関すること。	C		
	食生活及び栄養改善に関すること。	C			

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考	
健康推進課	地域保健係	川内健康センターの管理運営に関すること。	A		
		その他地域保健に関すること。	C		
		課の庶務に関すること。	C		
(新型コロナウイルスワクチン接種対策室)	新型コロナウイルスワクチン接種対策係	新型コロナウイルスワクチン接種に関すること。	A		
市民課	市民係	住民基本台帳に関すること。	A		
		印鑑登録及び証明に関すること。	A		
		市区町村在留関連事務に関すること。	A		
		特別永住許可申請に関すること。	A		
		住民基本台帳ネットワークに関すること。	A		
		住民異動に伴う連絡調整に関すること。	A		
		旅券の申請受理及び交付に関すること。	A		
		通知カード・個人番号カードに関すること。	A		
		所得課税証明書に係る交付申請の受付及び交付に関すること。	A		
		その他住民登録に関すること。	C		
		戸籍係	戸籍に関すること。	A	
	埋火葬許可証の交付に関すること。		A		
	人口動態調査に関すること。		A		
	相続税法(昭和25年法律第73号)第58条の規定による報告に関すること。		A		
	犯罪者名簿に関すること。		A		
	公印の保管に関すること。		C		
	その他戸籍に関すること。		C		
	課の庶務に関すること。		C		
	国民健康保険係	国民健康保険事業の運営に関すること。	A		
		国民健康保険運営協議会に関すること。	C		
		その他国民健康保険に関すること。	C		
	医療年金係	後期高齢者医療に関すること。	A		
		老人保健医療に関すること。	C		
		国民年金に関すること。	B		
		その他後期高齢者医療及び国民年金に関すること。	C		
	環境保全課	環境対策係	環境政策に関すること。	C	
			狂犬病の予防及び愛護動物に関すること。	B	
自然保護に関すること。			B		
公害(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。			B		
一般廃棄物に関すること。			A		
廃棄物処理施設に関すること。			A		
一般排水に関すること。			B		
環境保全課	環境対策係	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関すること。	B		
		リサイクルの推進に関すること。	C		
		浄化槽に関すること。	B		
		し尿に関すること。	B		
		墓地、埋火葬、改葬に関すること。	A		

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
環境保全課	環境対策係	志津川墓園に関する事。	B	
		桜花苑に関する事。	A	
		その他環境対策に関する事。	C	
	新エネ推進係	新エネルギーに関する事。	C	
		省エネルギーに関する事。	C	
		地球温暖化対策に関する事。	B	
		環境教育に関する事。	C	
		その他環境施策に関する事。	C	
	課の庶務に関する事。	C		
産業建設部		事務分掌	優先度 ランク	備考
新たに発生する業務		・新型コロナウイルス感染症発生時における他の部の応援に関する事。	S	
課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
地域活力創出課	地域振興係	地域振興施策に関する事。	C	
		地域活性化対策に関する事。	C	
		移住定住の促進及び移住地としてのPRに関する事。	C	
		アートヴィレッジセンターに関する事。	C	
		その他地域振興に関する事。	B	自肅要請等による地域経済への影響を最小限にするための施策
		課の庶務に関する事。	C	
	観光物産係	観光物産施策に関する事。	C	
		広域観光連携に関する事。	C	
		観光物産協会等の育成・運営に関する事。	C	
		イメージキャラクター「いのとん」及び観光大使に関する事。	C	
		特産品（東温市産品）の開発、ブランド化の推進に関する事。	C	
		特産品（東温市産品）の販路開拓・拡大に関する事。	C	
		ふるさと交流館に関する事。	B	
		さくらの湯観光物産センターに関する事。	B	
	その他観光物産に関する事。	C		
	企業振興係	地域経済対策に関する事。	C	
		中小零細企業振興施策に関する事。	B	
		新産業創出に関する事。	C	
		産官学金民連携に関する事。	C	
		企業誘致・留置に関する事。	C	
商工会その他の商工団体との連絡調整に関する事。		B		
労政に関する事。		C		
勤労者の福祉及び雇用促進に関する事。		C		
計量器に関する事。		C		
その他企業振興に関する事。	C			

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考	
農林振興課	農林振興係	農業、林業、水産及び畜産の振興に関する事。	C		
		農業、林業、水産及び畜産関係団体に関する事。	C		
		農業振興地域の整備に関する事。	C		
		農山村振興対策に関する事。	C		
		地産地消に関する事。	C		
		農業委員会との連絡調整に関する事。	B		
		農業後継者及び認定農業者に関する事。	C		
		農産物の生産及び流通改善に関する事。	C		
		農村環境改善センターに関する事。	C		
		林務に関する事。	C		
		造林に関する事。	C		
		有害鳥獣の捕獲及び狩猟に関する事。	C		
		農地の集約化に関する事。	C		
		農業経営資金に関する事。	C		
		ほ場整備事業の換地に関する事。	C		
		その他農林振興に関する事。	C		
		課の庶務に関する事。	C		
	農林土木係	農業農村整備事業の施行に関する事。	C		
		土地改良区及び農林土木関係団体に関する事。	C		
		農林業用施設の維持管理に関する事。	B		
		治山治水に関する事。	B		
		林道整備事業の施行に関する事。	B		
		農業水利に関する事。	B		
		農林業施設等の災害復旧事業の施行に関する事。	A		
	その他農林土木に関する事。	C			
	建設課	土木係	土木事業計画に関する事。	C	
			道路、橋りょうの舗装に関する事。	B	
			砂防、急傾斜地対策事業に関する事。	C	
道路、橋りょう、河川の維持補修に関する事。			B		
浸水対策事業に関する事。			C		
生活道路整備事業に関する事。			C		
土木施設の災害復旧事業に関する事。			A		
国、県事業の推進に関する事。			C		
期成同盟会に関する事。			C		
交通安全施設整備に関する事。			C		
その他土木に関する事。			C		
課の庶務に関する事。			C		
用地管理係			用地取得に関する事。	C	
		不動産の登記に関する事。	C		
		法定外公共財産事務に関する事。	B		
		市道認定、廃止及び変更に関する事。	C		
		道路台帳の整備に関する事。	C		
		道路及び河川の占用に関する事。	B		
		道路境界確認に関する事。	B		
公有水面に関する事。		B			
屋外公告物に関する事。	B				

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
建設課	用地管理係	国土調査の成果の閲覧及び管理に関すること。	B	
		国土調査の成果の訂正に関すること。	C	
		その他用地管理に関すること。	C	
都市整備課	都市計画係	土地区画整理事業の施行及び促進に関すること。	C	事業施行中 B
		都市計画の総合的な立案及び都市計画の策定に関する こと。	C	
		公共交通等に関すること。	B	
		都市計画審議会に関すること。	C	
		都市計画決定に関すること。	C	
		都市計画街路事業に関すること。	C	事業施行中 B
		住宅団地及び工業団地に関すること。	C	同上
	その他都市計画に関すること。	B	届出事務等	
	建築住宅係	建築確認申請事務に関すること。	B	
		開発許可事務に関すること。	B	
		国土利用計画法の届出事務に関すること。	B	
		優良宅地認定事務に関すること。	B	
		市営住宅に関すること。	A	
		その他建築住宅に関すること。 課の庶務に関すること。	B C	耐震事業等
	公園係	公園、緑地の企画及び調査に関すること。	C	
		公園、緑地の新設及び改良に関すること。	C	
		公園、緑地の維持管理及び補修に関すること。	B	
		公園、緑地計画の策定及び推進に関すること。	C	
		その他公園事業に関すること。	C	
	上下水道課		事務分掌	優先度 ランク
新たに発生する業務		・新型コロナウイルス感染症発生時における他の部の応援に 関すること。	S	
上下水道課	総務係	事務の総合調整及び企画に関すること。	C	
		例規の制定及び改廃に関すること。	C	
		上下水道事業の経営・計画に関すること。	C	
		消費税及び地方消費税の申告・納付に関すること。	B	
		予算及び決算に関すること。	C	
		職員の給与、研修及び出張に関すること。	B	
		業務統計事務に関すること。	C	
		資産の管理に関すること。	C	
		出納その他会計事務に関すること。	B	
		上下水道事業経営審議会に関すること。	C	
		上下水道課の他の係に属しないこと。	C	
	料金係	上下水道料金に関すること。	A	
		加入金及び負担金に関すること。	A	
		給水装置及び排水設備に関すること。	A	
		下水道事業の供用開始に関すること。	B	
		その他上下水道料金等に関すること。	C	
	整備係	上下水道施設の整備に関すること。	B	
		上下水道施設の維持管理に関すること。	A	



課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
上下水道課	整備係	水道の安定供給に関すること。	A	
		上下水道施設の災害復旧に関すること。	A	
		その他上下水道整備等に関すること。	C	
農業委員会事務局		事務分掌	優先度 ランク	備考
新たに発生する業務		・新型コロナウイルス感染症発生時における他の部の応援に関すること。	S	
課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
農業委員会事務局	農地係	農地法(昭和27年法律第229号)その他の法令により権限に属する農地、採草放牧地の利用調整に関すること。	A	
		土地改良法(昭和24年法律第195号)その他の法令により権限に属する交換分合及びこれに付随する事項に関すること。	C	
		農用地の移動の適正化及び処分に関すること。	B	
	農政係	農用地の利用関係について争議の防止に関すること。	B	
		農業及び農家に関する調査研究に関すること。	C	
		農業及び農家の啓蒙宣伝、情報の提供に関すること。	C	
		地域農業に関する意見の公表・諮問答申に関すること。	B	
		農業経営の合理化と農業生産力の増強に関すること。	B	
		その他農業及び農家について必要な事項に関すること。	C	
		農業者年金事務に関すること。	B	
		農地保有合理化法人に関する事項に関すること。	B	
農地制度資金の融通に関する事項に関すること。	C			
教育委員会		事務分掌	優先度 ランク	備考
新たに発生する業務		・保育所、幼稚園、小学校、中学校等の感染予防等に関すること ・臨時休業に伴う業務に関すること。 ・体育施設、公民館、図書館、歴史民俗資料館等の感染予防等に関すること。 ・新型コロナウイルス感染症発生時における他の部の応援に関すること。	S	
課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
学校教育課	総務係	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。	C	
		総合教育会議に関すること。	B	
		東温市教育委員会の会議に関すること。	B	
		教育委員に関すること。	B	
		教育長の秘書に関すること。	A	
		教育委員会の所掌事務に係る予算及び決算に関すること。	C	
		事務局、及び教育機関の職員の人事に関すること。	A	
		事務局、教育機関の職員の研修に関すること。	C	
事務局、教育機関の職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。	B			

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
学校教育課	総務係	学校及びその他の教育機関の設置、廃止、統合に関する こと。	B	
		通学区域の設定に関する こと。	C	
		財産の管理等の事務に関する こと。	B	
		ほう賞に関する こと。	C	
		教育行政に関する相談に関する こと。	B	
		学校その他教育機関の経理事務の指導及び助言に関する こと。	C	
		所掌する事務に係る例規の制定及び改廃に関する こと。	C	
		所掌する事務に係る予算の調製及び執行に関する こと。	C	
		事務局各課の連絡調整及び他の課の所管に属しない事務に 関すること。	C	
		東温市奨学金の運用に関する こと。	B	
		その他教育委員会の事務の庶務に関する こと。	C	
	学事係	学校（幼稚園を除く。以下同じ。）教育の総合計画に関する こと。	B	
		学齢児童及び生徒の就学、就学援助、就学猶予、免除及び 転校に関する こと。	B	
		教科用図書の採択及び無償配布に関する こと。	A	
		教材等の使用許可に関する こと。	B	
		学校体育に関する こと。	B	
		学校保健及び学校安全に関する こと。	A	
		学校図書に関する こと。	B	
		学校医、学校歯科医、学校薬剤師に関する こと。	A	
		独立行政法人日本スポーツ振興センターの事務に関する こと。	A	
		学校の施設及び教具その他設備に関する こと。	B	
		学校給食に関する こと。	B	
		遠距離通学助成金に関する こと。	B	
		東温市学校教育振興事業費補助金に関する こと。	B	
		所掌する事務に係る例規の制定及び改廃に関する こと。	C	
		所掌する事務に係る予算の調製及び執行に関する こと。	C	
		校長会及び教頭会に関する こと。	B	
		教育相談事業及び青少年の補導育成に関する こと。	C	
		青少年問題協議会に関する こと。	C	
		東温市青少年補導センターの運営に関する こと。	C	
		青少年補導委員に関する こと。	C	
		少年健全育成推進協議会に関する こと。	C	
		その他学校教育に関する こと。	C	
所掌する事務の庶務に関する こと。	C			
保育幼稚園 課	子育て支援 係	地域子育て支援事業に関する こと。	C	
		児童館に関する こと。	C	
		要保護児童対策に関する こと。	A	
		子育て相談に関する こと。	C	
	幼児教育・保 育係	子ども・子育て会議に関する こと。	C	
		その他子育て支援に関する こと。	C	
		保育事業に関する こと。	A	

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考	
保育幼稚園課	幼児教育・保育係	認定こども園に関する事。	A		
		幼稚園に関する事。	A		
		その他幼児教育・保育に関する事。	C		
生涯学習課	社会教育係	社会教育委員会に関する事。	C		
		生涯学習振興のための情報提供や条件整備に関する事。	C		
		生涯学習における各種講座の企画及び運営に関する事。	C		
		社会教育関係団体の育成に関する事。	C		
		成人教育及び女性教育の推進並びに関係団体の育成に関する事。	C		
		文化活動の助長奨励及び関係団体の育成に関する事。	C		
		家庭教育の推進並びに関係団体の育成に関する事。	C		
		青少年教育及び関係団体の育成に関する事。	C		
		家庭教育学級に関する事。	C		
		人権・同和教育の推進及び関係団体の育成に関する事。	C		
		東温市中央公民館及び東温市川内公民館に関する事。	B		
		視聴覚教育の推進並びに東温市視聴覚ライブラリーの運営に関する事。	C		
		東温市東中村教育集会所の管理運営に関する事。	B		
		東温市滑川生活改善センターの管理運営に関する事。	B		
		東温市滑川野外活動研修施設の管理運営に関する事。	B		
		所掌する事務に係る例規の制定及び改廃に関する事。	C		
		所掌する事務に係る予算の調製及び執行に関する事。	C		
	その他社会教育に関する事。	C			
	所掌する事務の庶務に関する事。	C			
	スポーツ振興係	スポーツ振興係	スポーツの振興に関する事。	C	
			スポーツ関係団体の育成に関する事。	C	
			スポーツ推進委員に対する助言指導及び研修に関する事。	C	
			東温市川内運動場、東温市川内体育センター及び東温市川内庭球場の管理運営に関する事。	B	
			東温市立学校体育施設開放に関する事。	B	
			東温市農林業者トレーニングセンターの管理運営に関する事。	B	
			ツインドーム重信の管理運営に関する事。	B	
			東温市総合公園体育施設、重信川緑地公園体育施設及び重信川かすみの森公園体育施設の管理運営に関する事。	B	
			所掌する事務に係る例規の制定及び改廃に関する事。	C	
			所掌する事務に係る予算の調製及び執行に関する事。	C	
			その他スポーツに関する事。	C	
所掌する事務の庶務に関する事。			C		
文化振興係			文化振興係	文化芸術の振興に関する事。	C
	文化財・埋蔵文化財の保存、育成、整備、調査、活用及び保護活動に関する事。	C			
	文化財保護審議会に関する事。	C			
	東温市立図書館、東温市立図書館川内分館及び東温市立歴史民俗資料館に関する事。	B			

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
生涯学習課	文化振興係	所掌する事務に係る例規の制定及び改廃に関する事。	C	
		所掌する事務に係る予算の調整及び執行に関する事。	C	
		その他文化振興に関する事。	C	
		所掌する事務の庶務に関する事。	C	
学校給食センター	学校給食係	学校給食の献立及び調理に関する事。	B	
		物資の調達及び支払に関する事。	B	
		調理食物及び食器類の運搬に関する事。	B	
		給食器具の洗浄、消毒及び保管に関する事。	B	
		給食費会計、経理及び一般事務に関する事。	A	
		施設、設備の保全及び操作に関する事。	B	
		食品及び施設、設備の衛生管理に関する事。	B	
		給食指導の計画実施及び調査研究並びに家庭に対する啓発連絡に関する事。	C	
		その他学校給食の実施に必要な事項及び特に命じられた業務に関する事。	B	
消防本部		事務分掌	優先度 ランク	備考
新たに発生する業務		・新型コロナウイルス感染症発生時における庁舎全体の消毒に関する事。	S	
課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
総務予防課	総務係	消防行政の企画調整に関する事。	B	
		職員の給与、手当、その他給貸与品に関する事。	B	
		予算の編成及び執行並びに財務一般に関する事。	B	
		公印の管守に関する事。	C	
		文書の収発及び保存に関する事。	C	
		消防財産の維持管理に関する事。	C	
		条例、規則等に関する事。	C	
		職員の福利厚生及び研修に関する事。	C	
		職員の人事管理、服務規律に関する事。	B	
		職員の公務災害補償に関する事。	B	
		表彰に関する事。	C	
		消防職員委員会に関する事。	C	
		消防年報に関する事。	C	
		他の課に属さないこと。	C	
	消防団係	消防団員の任免、服務、表彰その他身分に関する事。	C	
		消防団員の報酬等に関する事。	B	
		消防団員の被服等に関する事。	C	
		消防団員の諸行事に関する事。	C	
		消防団員の災害補償及び退職報償金に関する事。	B	
		消防協会に関する事。	C	
		消防団施設の維持管理に関する事。	B	
		消防団車両及び消防団装備資機材の維持管理に関する事。	B	
	その他消防団事務に関する事。	C		
予防係	火災予防の普及啓発及び相談に関する事。	C		
	防火対象物の査察、指導及び検査に関する事。	C		

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考	
総務予防課	予防係	危険物施設等の許認可、査察及び指導に関すること。	B		
		液化石油ガス及び高压ガスに関すること。	C		
		防火対象物の使用開始届出等、火を使用する設備等の設置の届出、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等及びタンクの水張検査等に関すること。	B		
		消防設備等の審査及び検査に関すること。	B		
		建築確認等の同意に関すること。	B		
		防火管理者の資格講習及び指導に関すること。	C		
		火薬類の取扱業務に関すること。	B		
		消防広報に関すること。	C		
		予防統計に関すること。	C		
		その他予防事務に関すること。	C		
警防課	警防係	消防計画及び警防計画に関すること。	C		
		火災警報の発令に関すること。	B		
		開発行為等に対する消防水利の同意・協議に関すること。	B		
		消防用車両及び装備資機材の維持管理に関すること。	A		
		消防技術の研究及び指導・訓練に関すること。	C		
		消防情報の収集・分析に関すること。	C		
		消防活動に支障を及ぼす行為の届出に関すること。	B		
		水、火災、地震等の警戒防御に関すること。	A		
		消防統計に関すること。	C		
		消防職員及び消防団員の警防活動に関すること。	C		
		消防水利の整備及び管理に関すること。	C		
		消防訓練の計画立案に関すること。	C		
		その他警防事務に関すること。	C		
		救急救助係	救急救助に関すること。	A	
	医療機関との連絡調整に関すること。		A		
	救急救助技術の普及、啓発及び指導に関すること。		C		
	メディカルコントロール体制に関すること。		B		
	救急救助統計に関すること。		C		
	緊急消防援助隊に関すること。		A	受援のみ	
	消防防災ヘリに関すること。		A		
	その他救急救助事務に関すること。		C		
	通信指令係		消防通信の運用統制に関すること。	A	
			通信施設の統括管理に関すること。	A	
			消防救急業務の指令及び誘導に関すること。	A	
			消防情報及び気象情報の集発に関すること。	B	
			消防通信に係る調査及び研究に関すること。	C	
			消防情報通信システムの整備及び維持管理に関すること。	C	
		無線通信の統轄に関すること。	A		
災害広報に関すること。		A			
その他通信指令事務に関すること。		C			
消防署	共通	火災予防及び水、火災その他災害の警戒防禦に関すること。	A		
		救急・救助業務に関すること。	A		
		消防隊の編成に関すること。	A		
		通信指令業務に関すること。	A		

課	係	事務分掌	優先度 ランク	備考
消防署	共通	防火対象物の査察に関する事。	C	
		各種訓練の受付及び指導に関する事。	C	
		消防地理水利の調査に関する事。	B	
		その他消防の第一線の事務及び活動に関する事。	A	
	消防係	消防計画、警防計画に関する事。	B	
		火災予防活動の実施に関する事。	B	
		消防団の教育訓練の実施に関する事。	C	
		消防署員の教育訓練に関する事。	B	
		消防協力団体の指導育成に関する事。	C	
		その他警防行事に関する事。	C	
	調査係	火災の原因、損害、その他災害の調査報告に関する事。	A	
		り災証明に関する事。	A	
	庶務係	署員の勤務に関する事。	A	
		署に属する文書の収発、保存に関する事。	C	
		施設の維持管理に関する事。	B	
		機関員の教養訓練に関する事。	B	





東温市 総務部 危機管理課

〒791-0292

住 所 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

T E L 089-964-4483

F A X 089-964-1609

H P <https://www.city.toon.ehime.jp>